

目論見書補完書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および目論見書（投資信託説明書）の内容をよくお読みください。

当ファンドに係る手数料等について

当ファンドに係る当社のお申込手数料は、無手数料となります。

また、当社では償還乗換等優遇制度があります。この制度を利用しますと償還金等の範囲内で新たに購入する投資信託に係る募集・販売手数料が無手数料となります。詳しくは当社の取引ルールをご覧ください。

上記以外の手数料・費用等については、目論見書（投資信託説明書）をご覧ください。

当ファンドに係るクーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては**証券総合取引口座**の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 岡三オンライン証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第52号
本店所在地 〒104-0061 東京都中央区銀座三丁目9番7号
加入協会 日本証券業協会・社団法人金融先物取引業協会
資本金 70億円（平成22年9月30日現在）
主な事業 金融商品取引業
設立年月 平成18年1月
連絡先 コールセンター
フリーダイヤル : 0120-503-239（携帯、PHSからは03-5646-7532）
受付時間：月～金 8：00から17：00まで（年末年始および祝日を除く）

※この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、この頁の情報は投資信託説明書(目論見書)の記載情報ではありません。

※この頁の情報の作成主体は岡三オンライン証券株式会社であり、作成責任は岡三オンライン証券株式会社にあります。

朝日ライフ SRI 社会貢献ファンド

追加型投信 / 国内 / 株式

愛称

あすのはね



本書は、金融商品取引法 (昭和23年法律第25号) 第13条の規定に基づく目論見書です。

- ・ 本書により行うファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年12月17日に関東財務局長に提出しており、平成22年12月18日にその効力が生じています。
- ・ ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和26年法律第198号) に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ・ ファンドの信託財産は、受託会社において信託法に基づいて分別管理されています。
- ・ ファンドに関する投資信託説明書 (請求目論見書) を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。本書には約款の主な内容が含まれていますが、信託約款の全文は投資信託説明書 (請求目論見書) に掲載されています。
- ・ 投資信託説明書 (請求目論見書) は、投資者の請求により、販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

商品分類			属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型投信	国内	株式	株式一般	年1回	日本

※商品分類および属性区分の内容については、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

●委託会社 [ファンドの運用の指図等を行います。]

●受託会社 [ファンドの財産の保管および管理等を行います。]

朝日ライフ アセットマネジメント株式会社

株式会社りそな銀行

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第301号
 設立年月日 昭和60年 (1985年) 7月6日
 資本金 30億円
 運用する投資信託財産の合計純資産総額 2,268億円
 (資本金および合計純資産総額: 平成22年10月末現在)
 照会先
 ホームページ <http://www.alamco.co.jp/>
 フリーダイヤル 0120-283-104 (営業日の9:00~17:00)

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

株式への投資により、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

- 1 国内の上場株式を主要投資対象とし、ビジネスを通じて社会的課題に積極的に取り組み、社会に貢献する企業の株式に投資します。
- 2 個別企業調査を基本としたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択を行います。中長期的な視点に立って、価値ある銘柄を安く買い、価値の成熟と株価の上昇を待つ運用を行います。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3

信託報酬の一部を、社会的課題に取り組む団体に寄付します。

- ・ 寄付の金額は、ファンドの日々の純資産総額に応じて年0.1～0.2%の率を乗じて得た額とします。
- ・ 寄付先や寄付金額の具体的内容については、運用報告書等において開示しています。

ファンドの社会貢献について

第10計算期間にかかる信託報酬のうち所定の計算方法に基づき算出した金額を以下の団体に寄付しました。

- ・ 社会福祉法人 子どもの虐待防止センター
- ・ 特定非営利活動法人 東京シューレ
- ・ 特定非営利活動法人 樹木・環境ネットワーク協会
- ・ 財団法人 日本フォスター・プラン協会(プラン・ジャパン)

※詳細は委託会社のホームページで確認することができます。

(注)上記の4団体は、第10計算期間にかかる金額を寄付した団体であり、第11計算期間以降については、上記の団体に寄付を行うとは限りません。

「SRI」とは

SRIとは、Socially Responsible Investmentの略で、一般的には、投資の際に社会や環境の側面も考慮する投資手法とされています。

あすのはねでは、長期的な運用成果を高めるため、この考えを取り入れています。

協力調査機関について

企業の社会への貢献度については、ヴィジオ・ベルギー社[※]の協力により、企業の行動に影響を受ける人の立場から調査します。

※ヴィジオ・ベルギー社はベルギーにある社会的責任投資専門調査機関であり、日本人アナリストを中心にグローバルな視点から日本企業を調査しています。

ヴィジオ・ベルギー社は、金融商品取引業者としての登録を行っておらず、ファンドに対して有価証券の価値等または金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行うものではありません。

また、調査委託の中止、調査委託先の変更を行う場合があります。

分配方針

年1回(9月20日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
- ・ 分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

主な投資制限

- ・ 株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。



投資リスク

ファンドは値動きのある有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の値動きなどの影響により、基準価額が下落することがあります。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

企業の経営・財務状況の変化、国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受けて株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドが投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、その企業の株価は大きく下落し、ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、それらの価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

リスクの管理体制

ファンドのリスク管理は、社内規程やガイドライン等に基づき、運用部門のほか、管理部門およびコンプライアンス部門により行われています。また、リスク管理の状況は、委託会社の役員および各部門の代表者により構成されるリスク管理に関する委員会等において報告・検証され、必要に応じて改善される仕組みとなっています。

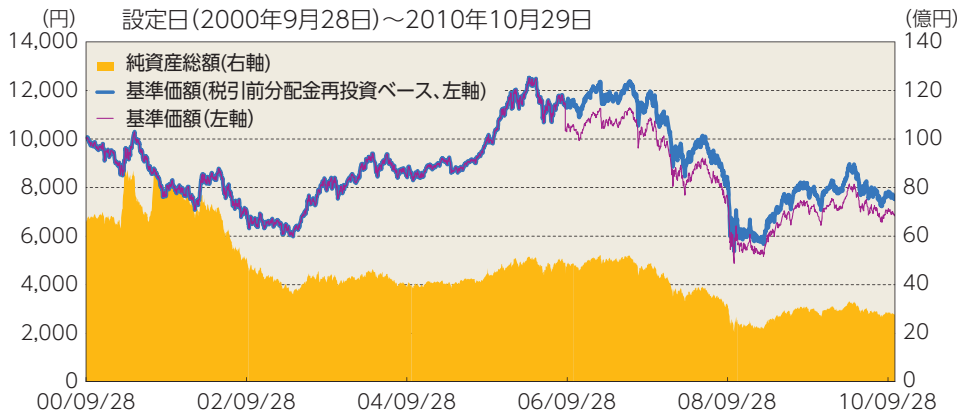


運用実績

(2010年10月29日現在)

● 基準価額・純資産の推移

基準価額 6,832円 純資産総額 27.55億円



※ 基準価額(税引前分配金再投資ベース)は信託報酬控除後であり、税引前分配金を再投資した
ものとして計算しています。
※ 基準価額は信託報酬控除後です。

● 分配の推移

決算期	分配金
2006年9月	1,000円
2007年9月	30円
2008年9月	0円
2009年9月	0円
2010年9月	0円
設定来累計	1,030円

※ 分配金は1万口当たり、税引前の金額です。

● 主要な資産の状況

※ 比率は、純資産総額に対する投資比率です。

資産別構成

	比率
株式	97.6%
その他資産	2.4%
合計	100.0%

組入上位10業種

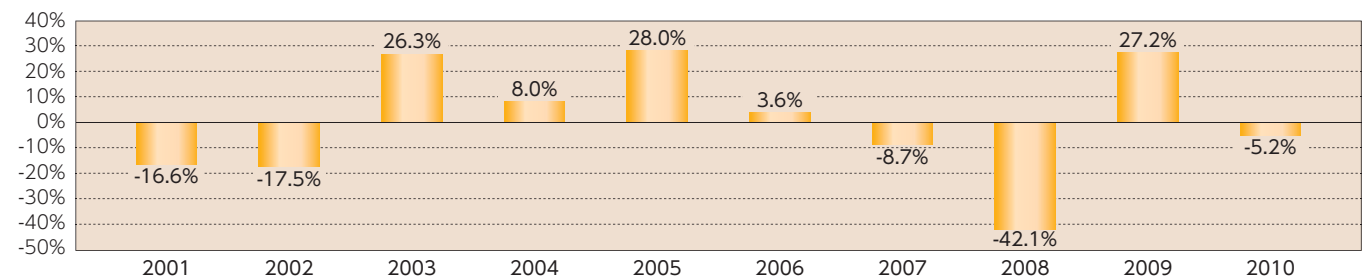
	業種	比率
1	電気機器	23.8%
2	機械	17.4%
3	化学	12.2%
4	輸送用機器	7.7%
5	食料品	6.3%
6	サービス業	5.5%
7	鉄鋼	4.2%
8	非鉄金属	4.2%
9	その他製品	3.5%
10	建設業	2.2%

※ 業種は東証33業種分類によります。

組入上位10銘柄

	銘柄名	比率
1	アシックス	3.5%
2	マキタ	3.4%
3	DOWAホールディングス	3.2%
4	トクヤマ	3.1%
5	クラレ	3.1%
6	キヤノン	3.0%
7	本田技研工業	3.0%
8	堀場製作所	2.8%
9	伊藤園	2.8%
10	リコー	2.7%

● 年間収益率の推移



※ 年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※ 2010年は10月29日までの収益率を表示しています。

※ ファンドにはベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※販売会社へお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を差し引いた額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して4営業日目から支払います。
申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受け付けた分を当日のお申込みとします。
購入の申込期間	平成22年12月18日から平成23年12月19日までとします。 (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込を制限する場合があります。
購入・換金申込 受付の中止及び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金申込みの受け付けを取り消すことがあります。
信託期間	無期限（設定日：平成12年9月28日）
繰上償還	受益権の口数が当初設定口数の10分の1または10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときなどには、繰上償還されることがあります。
決 算 日	毎年9月20日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	毎年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※ 収益分配金をそのつど受け取るコースと自動的に再投資するコースがあります。自動的に再投資するコースを選択された場合の収益分配金は、税金が差し引かれた後、決算日の基準価額で再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用が可能です。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)を上限として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額 ※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に年1.869%(税抜1.78%)の率を乗じて得た額 ※毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。			
	純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
	200億円以下の部分	1.155%(税抜1.10%)	0.630%(税抜0.60%)	0.084%(税抜0.08%)
	200億円超300億円以下の部分	1.1025%(税抜1.05%)	0.6825%(税抜0.65%)	0.084%(税抜0.08%)
	300億円超400億円以下の部分	1.05%(税抜1.00%)	0.735%(税抜0.70%)	0.084%(税抜0.08%)
	400億円超500億円以下の部分	0.9975%(税抜0.95%)	0.7875%(税抜0.75%)	0.084%(税抜0.08%)
	500億円超600億円以下の部分	0.945%(税抜0.90%)	0.84%(税抜0.80%)	0.084%(税抜0.08%)
	600億円超700億円以下の部分	0.8925%(税抜0.85%)	0.8925%(税抜0.85%)	0.084%(税抜0.08%)
	700億円超800億円以下の部分	0.84%(税抜0.80%)	0.945%(税抜0.90%)	0.084%(税抜0.08%)
	800億円超900億円以下の部分	0.7875%(税抜0.75%)	0.9975%(税抜0.95%)	0.084%(税抜0.08%)
900億円超の部分	0.735%(税抜0.70%)	1.05%(税抜1.00%)	0.084%(税抜0.08%)	
・ 寄付自体は委託会社が行いますが、寄付の原資は委託会社・販売会社・受託会社の三者が負担することを前提としているため、三者が受け取る信託報酬は寄付の原資部分を考慮した料率となっています。				
その他費用・手数料	以下の費用などがファンドから支払われます。これらの費用は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ ファンドの監査費用(ファンドの日々の純資産総額に年0.00525%(税込)の率を乗じて得た額。ただし年42万円(税込)を上限とします。) ・ 有価証券売買時の売買委託手数料 ・ 先物・オプション取引等に要する費用			

※ 当該手数料等の合計額については、受益者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成22年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



朝日ライフ アセットマネジメント

